

自計式農家経済簿に基づく部門資本計測の方法

菊 地 泰 次

1 課題と方法

農業経営から一生産部門をとり出し、それを独立の経営の如くに取り扱った場合の部門投下資本の計測について考察し、自計式農家経済簿に基づいて可能な実用的な計測方法を提案しようとするのが、本稿の目的である。

自計式をはじめとする農家経済簿は、農家経済全体の把握を第一の任務とするために、記録結果に基づく農業経営や生産部門の分析に関しては十分な説明がなされてきておらず、部門資本の計測についてもきわめて簡便な手続きが示されているに過ぎない⁽¹⁾。また農林省各種統計表においても⁽²⁾、部門資本の計測方法に関しては必ずしも統一的な見解が示されておらず、明らかな計算上の矛盾も見出される。したがって部門資本の計測に関し、十分な理論的根拠に基づきながらしかも実用的な方法を提案することは、農業計算学ならびに農業経済学の分野における重要な課題であると考えられるし、それが本稿執筆の動機である。

なお本稿では土地を固定財資本の中に含めて考えるし、また小作地を自作地と同様に扱い、投下資本の中に含めて考えることにしたい。農業経営計算において小作地を経営体を含めて考える場合の根拠は、既に注記拙稿⁽³⁾において述べたが、部門計算においては一層それが妥当すると考えられるからである。また本稿でとりあげる部門計算とは、簿記記帳結果に基づく年度計算としての部門計算である。したがってここで計測される部門資本は通年換算の投下資本であり、それに年利率を乗ずれば部門負担利子額が計算されるような性質のものであることを、予め断っておきたい。

- 1) 京都大学農業簿記研究施設『自計式農家経済簿台帳』昭和41年、58頁参照
- 2) 農林省統計調査部『農業経営調査報告』、『経営部門別経済統計』、『農産物生産費調査報告』参照
- 3) 大槻正男博士還暦記念出版『農業経営経済学』拙稿「農業経営学における経営体の認識と計測」について、昭和33年所載、101～105頁参照

2 部門固定財資本

自計式農家経済簿の財産台帳において固定資産として分類される資産のうち、一生産部門に用いられるものを部門固定財と呼び、それら固定財の価値額によって表わそうとする資本が、ここでいう部門固定財資本である。したがってこれら部門固定財資本は、固定資産分類の場合

菊地泰次：自計式農家經濟簿に基づく部門資本計測の方法

第 1 表 部門固定財資本計算表

種 目	数 量	年度始価額もしくは は年度内調達価額 (1)	年間保有率 (2)	部門使用率 (3)	部門固定財資本額 (1)×(2)×(3)
		円	%	%	円
土 地					
	小 計				
建 物					
	小 計				
大 植 物					
	小 計				
大 家 畜					
	小 計				
大 機 具					
	小 計				
合 計 (部門固定財資本額)					

と同様、土地、建物、大植物、大家畜、大機具の5種に分類してとらえることができるが、財産台帳において示されるそれらの年度始価額が直ちに部門投下資本額を表わすものではない。すなわちそれら固定財は、年度内に購入あるいは売却される場合があり、ことに大家畜については分娩・死亡の場合もあるからである。したがって年間の部門投下資本を計測するためには、それら固定財の年間保有期間が考慮されねばならないし、またそれら固定財が他部門と兼用される場合に、部門使用率が考慮されねばならないことも当然である。

以上の点を考慮しながら、自計式農家経済簿の記帳結果に基づいて部門固定財資本を計測する計算表を考えてみると、第1表のようになる。

すなわちこの計算表では、まず自計式農家経済簿の財産台帳に記録された固定資産の中から、当該部門に関係するものをすべて拾い出して、それらの「種目」「数量」「年度始価額もしくは年度内調達価額」を記入する。つぎにそれぞれの「年間保有率」（その年度における保有月数を12カ月で割った値）と「部門使用率」（他部門と兼用される場合の当該部門使用率）とを乗じて、通年換算の部門固定財資本を計算しようとするわけである。この場合に、固定財の価額を年度始価額だけに限定しない理由は、前述したようにそれら固定財が購入、新築、分娩などによって年度内に調達される場合があり、それらも当然部門固定財とみなさるべきだからである。また年間保有率を考える場合に、その財に対する経営の年間保有期間を問題にし、当該部門における利用期間を問題にしないのは、固定財の性質からして、その利用期間の如何にかかわらず、その部門のために保有された期間の投下資本額はその部門が負担すべきものと考えられるからである。そしてその部門における実際の利用期間は、他部門との兼用に際しての配賦計算において考慮すべきであり、そのつぎの部門使用率を判断する場合の基準の一つをなすものと考えたわけである。

以下この計算表に基づきながら、部門固定財資本の計測方法を各財種ごとに吟味してみよう。

(1) 土地

財産台帳の記録結果から、当該部門に用いられた土地面積部分を拾い出して記入すればよいが、その場合に小作地をも含めて対象とすることは前述した。ただこの場合に注意しなければならないことは、部門の範囲をどう考えるかによって土地のとらえ方もまた異なるということである。例えば酪農部門をとりあげる場合、飼料作栽培を同一部門に含めて考えるならば、そのための飼料作用地を酪農部門の固定財とみなさなければならないが、これを別部門として考えるならば、飼料作用地は酪農部門の固定財ではなく、飼料作部門の固定財として扱わなければならないわけである。そして同様のことは、養蚕部門における桑作や、稲作部門における緑肥作についても云えることである。

つぎに問題とすべきは部門使用率であり、一毛作の場合はその使用率が100%となるので問題はないが、他の作物と兼用される二毛作、三毛作の場合に、その部門使用率を厳密に判断す

ることはきわめて困難なことである。建物や大機具の場合には、空間的ならびに時間的な年間の使用状況によって部門使用率を判断することができる。しかし土地の場合には、その属性として空間的な広がりや土壌の性質だけでなく、それをとりまく気象条件が重要な要素をなし、その気象条件が季節によって著しく異なるために、単なる利用面積や利用期間の按分比によってその使用率を判断するわけにはいかない。また季節的な気象条件の差異を考慮するとしても、気象条件に対する作物の要求がそれぞれ異なるために、気象条件にどのようなウエイトを付するか判断もつきかねるわけである。

したがって土地の部門使用率を判断するためには、それに代るべき他の按分基準を考えてみる必要があり、その便法として考えられるのが収益基準による按分である。この収益基準としては粗収益、純収益、土地純収益などを考えることができる。その中で最も理論的だと考えられるのは土地純収益であろうが、その計算には家族労働や資本財資本利子の評価が必要であるし、部門によってはその値がマイナスを示す場合もあるので、土地純収益を按分の基準にとることは実用的にかなり困難であり、次善的な便法としては部門純収益基準をとらざるを得ないと思われる⁽⁴⁾。もっとも部門純収益の場合にも、個々の農業経営における各部門についてそれを求めることは事実上厄介であり、実際には地域的な平均値によらざるを得ないであろう。

(2) 建物・大機具

建物と大機具とは固定供用財としてその性質が類似しているために、ここでは一括して取扱うことにするが、何れの場合にも、財産台帳の記録結果から部門使用財を拾い出し、それぞれの年度始価額もしくは年度内調達価額を記入することは容易である。また兼用の建物・大機具に関する部門使用率も、前述したように、空間的ならびに時間的な年間の使用状況を考慮して按分すればよいので、その判断は土地の場合に比べて頗る単純である。耕耘機や自動車などについては、耕耘面積や走行距離を按分基準とするのも一法であろう。

ただここでも注意しなければならないのは、部門の範囲をどう定めるかによってこれら部門固定財のとらえ方が異なり、それは部門営費の内容とも密接に関連するということである。例えば酪農部門にサイレージ生産を含めないとするなら、サイロは酪農部門の固定財ではなく、酪農部門の経営費にはサイレージの評価額が計上されねばならない。しかし酪農部門にサイレージ生産を含めて考える場合には、サイロが部門固定財となり、部門経営費にはサイレージではなく、サイロ充塲前のサイレージ原料（飼料作物等）評価額が計上されることになる。また飼料作物栽培をも酪農部門に含めて考える場合には、部門経営費に飼料作物評価額が計上されず、飼料作物に用いられる大機具はもちろん、それら大機具を格納する農舎までも部門固定財に加わることになる。このように部門固定財の取扱い、部門経営費の内容とともに、部門範囲の設定如何によって著しく異なるわけである。

(3) 大植物

農業用の大植物は果樹と特用樹（茶樹、桑樹など）とに分類できるが、何れの場合も兼用はほとんど考えられないので、年度内に新植や更新のない限り、年間保有率も部門使用率もともに100%となる。したがってこの場合には、財産台帳に記録された当該部門の年度始価額がそのまま部本資本額となるわけで、その計測はきわめて容易である。またこの大植物資本の計測が必要とされるのは、ほとんどの場合、果樹特用樹に関する部門計算に限られ、それ以外の場合に必要なとされるのは、防風樹や稲架用立木についてぐらいである。

(4) 大家畜

固定財の中で年間の変動が最も頻繁にみられ、その意味で最も固定的でないのは大家畜である。購入、売却に加えて分娩、死亡などによる変動もあるために、年度始在高もしくは年度始・年度末の在高平均でもって年間の投下資本を表わすことにはかなりの無理があり、実態から甚だしく遊離する場合も少なくない。したがって大家畜資本の計測には、とくに年間保有率が重視されねばならず、家畜飼養表から家畜ごとの飼養月数を求めてそれを12カ月で割った年間保有率でもって、それぞれの年度始価額もしくは年度内調達価額を修正する必要があるわけである。また酪農や肉牛などの養畜部門計算においては、大家畜の兼用される場合がほとんどないために、部門使用率は通常100%となるが、役畜部門が耕種各部門の補助部門としてそれぞれの主要部門に包含される場合には、それぞれの部門における畜役使用日数に応じて役畜の部門使用率が判断されねばならない。

以上、部門固定財資本の計測方法を、前掲第1表の計算表に基づいて財種ごとに検討してみたが、この方法では年間保有率が考慮されるために、年度始価額でもって固定財資本を表わす従来の簡便法⁽⁹⁾に比べればはるかに精密度が高く、また財産台帳の記録が十分であれば、それぞれの計算もさほど煩雑なものではないことが知られよう。そしてそれぞれの財の部門資本額が計上されれば、それらを縦に合計することによって当該部門の固定財資本額が求められるわけである。

- 4) 大槻正男著『農業簿記』昭和38年、180頁では、二毛作の場合における稲作の地代負担割合を、稲作粗収益の2～3倍額と裏作粗収益との割合として算出する方法が示されており、その理由としては、稲作が主作物であって、裏作物に対して純収益力が数倍高いことが挙げられている。
- 5) 農林省各種統計表では、部門固定資本を年度始価額に部門負担率を乗ずることによって計算している。『経営部門別経済統計：昭和39年度』391頁、『農業経営調査報告：昭和38年度』244頁、『米生産費：昭和40年度』4頁参照

3 部門流動財資本

自計式農家経済簿の分類による流動財の中には、小家畜や小機具のように財の性質上固定財と同様に扱われてよいものもあれば、購入現物や中間生産物（自給物財）のように投入時点（あるいは購入時点）から生産物に完熟するまで（あるいは生産物の販売時点まで）の期間だ

菊地泰次：自計式農家経済簿に基づく部門資本計測の方法

け固定されるものもある。このように流動財は財種によって価値流動の形がかなり異なり、したがってそれらに関する資本計測上の取扱いもまた異ならざるを得ない。ことに購入現物や中間生産物は、それらが当該部門の生産のためにどれだけの期間固定されたかが問題とされねばならず、その固定期間はそれぞれの投入時期や生産対象の如何によって異なるために、各種生産部門を含む農業経営計算の段階においては、それらに関する投下資本の厳密な計測がきわめて困難である。しかしながら部門計算の場合には、当該部門における生産期間をほぼ確定できるために、この生産期間をもってそれら流動財の固定期間とみなし、それらの投下資本額を計測することは比較的容易である。そしてこの方法は、購入現物や中間生産物のみならず、購入あるいは自給の用役についても適用できるはずである。もとよりこの場合にも、理論的な厳密さを追求してゆけば、その方法は際限なく複雑なものとなろうし、本節ではその厳密さを自計式農家経済簿の記帳結果に基づいて可能な範囲にとどめざるを得ない。その意味ではここに示す計測法も実用的な便法には違いないが、理論的な根拠に基づいてそれをできるだけ正確なものに近づけようとするのが、本節の狙いである。

以下、流動財資本を小家畜資本、小機具資本、その他流動財資本の3種に分ち、それぞれに対して考えられる計算表に基づきながら、それらの具体的な計測方法とそのよってきたる根拠について述べてみたい。

(1) 小家畜資本

小家畜（牛馬以外の中小家畜）は、価値流動の性質からみて大家畜との間に基本的な相違はなく、したがって資本の計測も大家畜と同様に扱われてよいはずのものである。しかし一般にそれら小家畜は、飼養頭羽数が多く単価も低いために、自計式農家経済簿では流動財として扱われており、大家畜（固定財）とは違った取扱いがなされているので、資本の計測もまたそれに応じた方法を考える必要がある。すなわち財産台帳や家畜飼養表において、大家畜が一頭ごとに記録されるのに対し、小家畜の場合はたかだか畜種ごとの記録がなされるに過ぎないために、それら畜種ごとに投下資本の計測を行なわざるを得ない。

もとより小家畜の場合も、大家畜の場合と同様あるいはそれ以上に年間の変動が激しく、年度始の在高や年度始・年度末の在高平均でもってその資本額を表わすのは余りに大まかであり、年間の平均資本額をできるだけ正確にとらえるためには、つぎのような方法が考えられてよいと思う。すなわち、家畜飼養表によって各畜種ごとの年間平均飼養頭羽数を求め、それに畜種ごとの平均単価を乗じてそれぞれの小家畜資本額を計算する方法であり、それを計算様式として示したのが第2表である。

この表の種目欄には、当該部門に属する小家畜を畜種ごとに分類して記入するわけであるが、畜種の分類にあたっては、その性質や単価の相違によってできるだけ細分することが望ましい。採卵養鶏部門における成鶏と雛（さらには大雛、中雛、幼雛）、養豚部門における種豚、肉豚、

子豚などの分類は、最低限必要とされるものである。またここにいる小家畜の年間平均飼養頭羽数とは、年間を通じて常時どれだけの家畜が飼養されたかを平均値として示すものであり、厳密には日々の頭羽数を合計した年間の延飼養頭羽数を365で割って計算されるものである。しかし実用上の便法としては、家畜飼養表において年度始と各月末の頭羽数を記

入しておき、それら合計数を13で割った平均値を用いるのが適当と考えられる。なお小家畜の場合は、他部門と兼用されることがほとんど考えられないから、部門使用率については全く考慮の必要がない。

(2) 小機具資本

小機具資本も小家畜資本の場合と同様、財の性質からすれば大機具（固定財）資本に準じて計測されてよいものであるが、財産台帳において流動財として扱われているために、その記録に基づいた計測方法を考える必要がある。その計算様式を示したのが第3表である。

すなわちこの計算表では、まず財産台帳に記録された小機具の中から当該部門に関連するものを拾い出してそれらの種目と新調価額とを記入し、他部門と兼用されるものについてはそれら新調価額に部門使用率を乗じてそれぞれの部門新調価額を計算する。つぎにそれら新調価額を合計して2分すれば、その部門の小機具資本額が計算されるわけである。なお年度内にそれら小機具の購入や廃棄があって、年度始と年度末の在庫が異なるときは、両者の平均をとることとする。また部門新調価額の合計を2分して部門小機具資本を求めるのは、小機具に新旧さまざまなものが混在するとみてその平均をとった便法であり、これは自計式農家経済簿における小機具資産の計算に用いられている方法である⁽⁶⁾。

(3) その他流動財資本

上述した小家畜資本、小機具資本以外の部門流動財資本が、ここでとらえようとする「その他流動財資本」である。したがってこの流動財資本は、小機具以外のすべての投入物財に要した資本を意味することになるが、その資本額は年度始

第2表 小家畜資本計算表

種 目	年間平均飼養頭羽数 (イ)	平均単価 (ロ)	小家畜資本 (イ)×(ロ)
計 (小家畜資本額)			

第3表 小機具資本計算表

種 目	新調価額 (イ)	部門使用率 (ロ)	部門新調価額 (イ)×(ロ)
小 計 (部門新調価額)			
小機具資本額	$\frac{\text{部門新調価額}}{2}$		

菊地泰次：自計式農家経済簿に基づく部門資本計測の方法

におけるそれら物財の在庫額でもって代表されるものではもちろんなく、年間を通じて投入されたそれら物財の費用から計算せざるを得ない。そしてそれら物財の投入費用は部門経営費の中に計上されるものであるから、それら物財資本を計測するには、まずもって計測対象とすべき物財費用を部門経営費の中から分離算出する必要がある。この物財費用を分離算出するために部門経営費の中から控除すべきだと考えられる費目は、小家畜購入費、小機具購入費、雇用労賃、固定財償却費の4種となる。すなわち小家畜、小機具、固定財については、既に前述したそれぞれの計算様式において資本が計測されるし、雇用労賃は物財費ではなく、次節において労賃資本として別個にとらえられるからである⁷⁹⁾。したがってこれら4種の費目を部門経営費から控除することによって求められる物財費用（自給物財を含む）が、「その他流動財資本」の計測対象となるわけである。そこで問題となるのは、それら物財費用のために必要だとみなされる部門投下資本をどのようにしてとらえるかということである。

従来、それら物財資本額を年間物財費用の1/2額としてとらえる方法は、かなり一般に用いられてきたし、農林省「農業経営調査報告」における流動資本の部門別計算においても、そのような方法が採用されている⁸⁰⁾。そしてその場合に物財費用を2分するのは、物財が年間を通じて平均的に投入されたものとみなしての便法であるが、物財費用の1/2額をもって投下資本額とみなすということは、それら物財の投入に要する資本が年間を通じて固定されたことを意味するものである。はたしてそれら物財の投入に要する資本は、いかなる生産部門の場合にも年間を通じて固定されたものとみなさるべきものであろうか。

例えば採卵鶏部門や酪農部門の場合に、以上の物財費の大半を占めるものは飼料費であるが、飼料購入のための資金がその部門経営に固定されるのは飼料の購入時点から生産物代金回収時点までのごく短期間であり、極端に云えば1日分の飼料購入資金があれば足りることになる。また稲作部門を例にとり、その生産期間を6カ月とするなら、生産開始期に投入された物財でさえ、その生産のために固定される期間は生産物に完熟するまでの6カ月であり、生産後期に近く投入される物財の固定期間は僅か数日ということになる。したがってそれら物財が稲作の生産期間を通じて平均的に投入されるものとみるなら、それら物財資本の平均固定期間は3カ月ということになるわけである。

このように流動物財の投入に要する資本は、いわばその部門の運転資本に相当するものであり、物財費用をもって物財資本額を表わそうとするなら、当然その固定期間が問題とされねばならないはずである。そしてその固定期間は、耕種部門ならその作物の栽培期間、養畜部門ならその生産の回転期間に基づいて判断すべきであろう。もしいかなる生産部門の場合にも物財資本が年間を通じて固定されるものであり、したがってその資本額が年間物財費用の1/2額でもって表わさるべきものとするならば、当然生産物の販売額や家計仕向額に対してもその利子を見積り、部門粗収益に計上する必要があるはずである。なぜなら、生産物によって

回収された資金が再び物財投入のために用いられないとすれば、当然その資金は預金その他の手段によってその部門に利子収益をもたらすと考えられるからである。しかしながら、農林省「農業経営調査報告」においても、そのような利子収入あるいは利子見積額が部門粗収益に計上されてはならず⁽⁹⁾、しかも他方において、部門資本をいかなる部門計算の場合にも年間物財費用の1/2額でもって表わすという方法をとっているのは、明らかに計算上の矛盾と云わざるを得ない。

そこでこの年間物財費用から部門投下資本を計測しようとする場合には、つぎのような方法をとるのがよいと思われる。すなわち部門経営費の中から前述のようにして分離計算された物財費用に対し、それぞれの部門の年間固定率を乗じて求めるという方法である。そしてその場合の年間固定率というのは、その部門の生産期間（耕種部門ならその作物の栽培期間、養畜部門ならその生産の回転期間）を月数で表わし、これを24で割った値として示されるものである。その場合に生産期間（月数）を24で割る理由は、年間の固定率を表わすために1年すなわち12カ月で割る必要があり、また物財費用がその生産期間を通じて平均的に投入されたものとみるならば、さらにそれを2分する必要があると考えたからである。

以上のような根拠に基づき、部門経営費から前述の「その他流動財資本」を導く計算表を考えてみると、第4表のようなものとして示すことができる。

第4表 その他流動財資本計算表

部門 経 営 費 (イ)		円
控 除 す べ き 費 目	小 家 畜 購 入 費	
	小 機 具 購 入 費	
	雇 用 労 賃	
	固 定 財 償 却 費	
	小 計 (ロ)	
(イ) - (ロ) (ハ)		
年 間 固 定 率 (ニ)		%
その他流動財資本額 (ハ)×(ニ)		円

注) 年間固定率 = $\frac{\text{部門生産期間(月数)}}{24}$

なおこの年間固定率を求める場合、酪農部門や採卵鶏部門などのように日々連続的な生産が行なわれる部門については、その生産の回転期間が極めて短期であるために、年間固定率をゼロとみる便法を用いることも許されてよいであろう。しかし実際には飼料を主体とする物財が投入ごとに調達されるわけではなく、少なくともそれらの数日分が一度に調達されるのが普通であるから、その調達分に応じて固定期間を考えるのがより厳密な方法である。また酪農部門に含まれる育成牛や採卵鶏部門に含まれる雛の育成のためには、飼料をはじめとする流動物財がかなりの期間固定されざるを得ないので、厳密にはそれらに要した物財費を分離して取扱う必要があることも付言しておきたい。

以上、部門流動財資本の計測方法とその根拠について、これを小家畜資本、小機具資本、その他流動財資本の3種に分類して考察してきた。そしてそれら3種はそれぞれ性質を異にする

菊地泰次：自計式農家経済簿に基づく部門資本計測の方法

ために同一計算様式においてとらえることができず、それぞれの様式によって求められた3種の資本額を合計することによって部門流動財資本額が計算されることになるわけである。そしてそのようにして求められた流動財資本額は、それぞれの年度始在高でもって代表される資本額や、年間物財費の1/2額でもって示される資本額に比べれば遙かに精密度が高く、その理論的根拠も明確である。しかもその計算が自計式農家経済簿の記帳結果に基づいて十分可能な程度に簡便でもあるために、この流動財資本計測方法は実用的にも大きな意義をもつものと考えられる。

- 6) 京都大学農業簿記研究施設『自計式農家経済簿記帳の解説』昭和41年、50頁参照
- 7) ここでは小作地も借入資本も部門経営要素として扱い、したがって小作料・負債利子は部門経営費に計上されないために、控除の対象にとりあげる必要はない。
- 8) 農林省『農業経営調査報告：昭和38年度』244、246頁参照
- 9) 同 上 256頁参照

4 部門労賃資本

この労賃資本とは、労働の投入に必要な資本を意味するものであり、通常の農業経営計算では省略される場合が多いが、厳密な意味での部門投下資本をとらえようとする場合には、決して無視さるべきものではない。その部門に投入された労働は、他の物財と同様、生産物となって回収されるまではその部門に固定されねばならず、支払いを要する雇用労働に対してはもとより、賃金の支払いこそ必要としないが労働提供のために生計費を必要とする家族労働に対しても、生産物が回収されるまでは前払いの資本が必要とされるからである。この労賃資本を計測するために考えられるのが第5表に示す計算表であり、その計算要領は前節に取扱った「その他流動財資本」の場合とはほぼ同様である。

すなわち、雇用労賃は部門経営費の中から転記することができるし、家族労賃見積額は当該部門に投入された家族労働日数（あるいは時間数）を労働日記帳の記録結果から拾い出し、それに見積労賃単価を乗じて求められるものである。そして両者に年間固定率を乗ずれば、雇用労働・家族労働別の部門労賃資本額を計算することができるわけである。この場合の年間固定率は、前節の「その他流動財資本」計算に用いたのと全く同じのものであり、当該部門の生産期間（栽培期間あるいは回転期間）を月数で表わし、

第5表 部門労賃資本計算表

部門 労賃	雇 用 労 賃 (イ)	円
	家 族 労 賃 見 積 額 (ロ)	
	計 (部 門 労 賃)	
	年 間 固 定 率 (ハ)	%
部門 資本 見積額	雇用労賃資本額 (イ)×(ハ)	円
	家族労賃資本額 (ロ)×(ハ)	
	計 (部門労賃資本額)	

注) 年間固定率 = $\frac{\text{部門生産期間(月数)}}{24}$

これを24で割った値である。すなわちこの場合の労働は、前述の流動物財と同様に取扱われているわけであり、年間固定率の計算根拠もその場合と全く同様に考えられるわけである。

ただこの労賃資本が前述の流動財資本と異なる点は、分析目的によって部門投下資本から家族労賃資本やあるいは部門労賃資本すべてが除外される場合もあるということである。すなわち家族労働を部門経営要素とみなす部門純収益や家族労働報酬の計算においては、家族労賃資本を部門投下資本に含めるべきではないが、家族労働を外給費用とみなす部門資本純収益や部門企業利潤、主産物生産費の計算においては、家族労賃資本を含めた部門労賃資本を部門投下資本の中に当然含めるべきである。また家族・雇用を合わせた部門投入労働が部門経営要素とみなされるような分析においては、それら労賃資本がすべて部門投下資本から除外されるべきである。前掲の部門労賃資本計算表において、部門労賃資本を雇用労賃資本と家族労賃資本とに分類して示したのは、そのような計算上の便宜のためである。

以上、部門資本を固定財資本、流動財資本、労賃資本の3種にわかれ、それぞれの計測方法とその根拠について考察してきたが、それらを合計して部門資本額を計算する集計表を作ると、第6表のようになる。

そしてこのようにして求められた部門資本額は、それが年間を通じて当該部門に固定された如くみなした場合の資本額であり、通年換算の投下資本額ともいうべきものである。すなわちそれは、100万円の資本が6カ月間固定された場合にその投下資本額を50万円とみ、3カ月間固定されたなら25万円とみなすような方法で計算されたものである。したがってこの部門資本額は、それに見積年利率を乗ずれば、年間の部門負担利子額が計算されるような性質のものであり、そのことは本稿の初めにも述べたところである。

第6表 部門資本計算表

種 目		部 門 資 本 額
固 定 財 資 本	土 地	円
	建 物	
	大 植 物	
	大 家 畜	
	大 機 具	
計(固定財資本額)		
流 動 財 資 本	小 家 畜	
	小 機 具	
	そ の 他 流 動 財	
	計(流動財資本額)	
労 賃 資 本	雇 用 労 働	
	家 族 労 働	
	計 (労賃資本額)	
合 計 (部門資本額)		